

第 3 0 回農業委員会総会議事録

令和 2 年 6 月 8 日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第113号から第116号)
日程第4 議事(議案第100号から第102号)

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 舟木 康真

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (15人)

2番	横山 實	3番	松山 宗則
4番	永森 薫	6番	城石 美枝子
7番	砂原 仁志	8番	前田 進
9番	石庭 文男	10番	舟木 康真
11番	帯刀 真理子	13番	山本 克伸
18番	山谷 孝芳	20番	樋上 豊
21番	明石 茂	22番	堀 正
24番	齊藤 高志		

欠 席 委 員

1番	稲垣 潔	5番	有沢 敏博
12番	土合 正夫	14番	森 敏朗
15番	進藤 久司	16番	宮下 勉
17番	村上 利之	19番	佐伯 瑞穂
23番	水上 幸雄	25番	大垣 秀雄

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 報告第 113 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第 114 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
報告第 115 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第 116 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

- 第4 議案第 100 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 101 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 102 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

副主幹 安元 啓二
主査 吉田 大樹

主査 青木 克憲

射水市農林水産課

主任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後2時5分

議長（舟木会長）

ただいまから、第30回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、新型コロナウイルスへの感染を防ぐために、5月、6月は出席委員を減じて開催させていただきました。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「20番 樋上委員」「22番 堀委員」をそれぞれ指名します。

— 会 期 の 決 定 —

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 報 告 —

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

— （報告第113号の説明） —

議長（舟木会長）

報告第113号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（青木）

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

松山委員

「使用収益権の設定の有無」欄は自己申告によるものなのか。

事務局（青木）

農地台帳で確認している利用権の有無を記載している。

永森委員

3、4番の案件について、残りの持ち分はどうなったのか。

事務局（青木）

共有土地の持ち分6分の2を二人が相続されたものである。

議長（舟木会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。

— （報告第 1 1 4 号の説明） —

議長（舟木会長）

次に報告第 1 1 4 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理
について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（青木）

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

松山委員

〇〇事業に係るものはこれで全てか。

事務局（青木）

あと〇件残っている。

永森委員

すでに販売されている区画もあるが、届出のタイミングが遅いのではない
か。

事務局（青木）

〇〇事業では保留地が先に販売される。届出はその後になるのでこのタイ
ミングになる。

議長（舟木会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。
各案件を農業委員会会長専決規程第 2 条第 2 号の規定により専決処分いた
しましたので、ご了知をお願いします。

— （報告第 1 1 5 号の説明） —

議長（舟木会長）

次に報告第 1 1 5 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理
について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— （報告第116号の説明） —

議長（舟木会長）

次に報告第116号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松山委員

1番は先に転用の案件に上がっていたが、解約の報告の後に転用の報告があるべきではないか。

事務局（青木）

案件は条文の順番に報告しているので、ご理解願いたい。

議長（舟木会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

各案件についてご了知をお願いいたします。

議長（舟木会長）

次に日程第４、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第１００号説明・表決） —

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第１００号農地法第３条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の１０ページをご覧ください。

今回は１件ございます。

【議案第１００号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第１００号農地法第３条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第１００号農地法第３条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

— （議案第１０１号説明・表決） —

議長（舟木会長）

次に、議案第１０１号農地法第５条第１項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書 11 ページの議案第 101 号をご覧ください。
今月の農地法第 5 条の許可申請は 3 件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 101 号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

議案第 101 号の 1 番について、横山委員から説明をお願いします。

横山委員

議案第 101 号の 1 番について説明します。
申請人は〇〇市内のアパートに暮らしています。
このたび、やがて生まれてくる子供を自分の母校である学校に通わせたく
思い、この地区で住宅を建築することとしました。申請地は学校等も近く最
適な環境であります。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の
同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

議案第 101 号の 2 番について、城石委員から説明をお願いします。

城石委員

議案第 101 号の 2 番について説明します。
申請人は〇〇市内のアパートで夫と子の 3 人で暮らしています。
現在のアパートでは手狭となっていることや、子供の世話など実家の両親
とお互い助け合いながら生活していくため、住宅建築の候補地を検討したと
ころ、実家に近い父所有の農地を転用することで承諾を得られたため、今回
転用申請するものであります。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の
同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

議案第 101 号の 3 番について、砂原委員から説明をお願いします。

砂原委員

議案第 101 号の 3 番について説明します。
申請人は〇〇市内で両親と弟、妹、祖母とともに暮らしています。

このたび、結婚することになり、現在の住居で暮らすには狭く、生活に支障が出てきます。

これからも両親とお互い助け合いながら生活していくため、農家分家住宅の候補地を検討したところ、本家に近い父所有の農地を転用することで承諾を得られたため、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第１０１号農地法第５条第１項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第１０１号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第１０２号説明・表決） —

議長（舟木会長）

次に、議案第１０２号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

松山委員

中間管理事業の借賃は〇〇円ではなかったのか。

事務局（矢野）

借賃が〇〇円とは決まっていない。貸し手、借り手の間で決められるものである。

議長（舟木会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

議案第１０２号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第１０２号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第３０回総会を閉会します。

閉会時刻 午後３時８分

その他協議・報告事項

- ① 富山県農業施策に関する政策提案活動について
- ② 次回開催場所と時刻について
 - ・開催日 ７月６日（月）午後２時から
 - ・会場 大島分庁舎大会議室
- ③ 配布資料について
 - ・のうねん（２０２０年５月号）
 - ・とやま農年だより

第三十回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 令和二年六月九日
至 令和二年六月三十日